

この規定は小田原市三の丸小学校(以下「本校」という)におけるホームページ作成に関し、小田原市教育委員会が定める「小田原市学校情報セキュリティポリシー」を基に、本校に必要な項目を定めるものとする。

1 目的

- ・ 本校児童の学習活動及び教育活動の一部を公開し、地域の方々や広く一般に知らせることで、地域・保護者の理解と協力を得る。
- ・ 研修にかかわる内容や子どもたちの学習成果や活動を公開し、様々な方々からの意見や助言を仰ぐ。
- ・ 地域教育情報や安全教育の拠点となり、安心して楽しく過ごせる学校としての役割を果たす。

2 ホームページの管理・運営

- ・ 管理責任者は、学校長とし、ホームページに掲載されたすべての情報について責任を負う。管理責任者は職務を補助するため、ホームページ作成担当を置く。なおその構成員は本校職員の中より任命されるものとする。
- ・ 更新作業は本校全職員と本校職員の指導を受けた児童が行える。ただし、最終公開作業は、学校長が行うものとする。
- ・ ホームページ作成担当は、次の事項を所掌する。
 - ① ホームページの管理運用
 - ② ホームページの掲載内容の選定
 - ③ セキュリティ保守
 - ④ 人権尊重及び個人情報の保護
 - ⑤ 知的所有権保護

3 個人に関する情報の保護

- ・ 児童が不利益になること、または犯罪に巻き込まれたりすることを防ぐため、個人情報を適正に管理し、不特定多数の者に個人情報が流出することのないよう、その保護に努める。
- ・ ホームページ上に、児童及び関係者の個人情報を扱う場合は、管理責任者が必要と認め、かつ該当する者の許諾が得られた場合に限る。
- ・ いかなる場合も児童及び関係者の住所、電話番号、生年月日、家庭の状況、成績等の情報は取り扱うことができない。

4 公開情報の修正、削除

- ・ ホームページ上に既公開されている情報について、関係者から修正・削除要求が出された場合、それについて運用管理者は、要求の部分を修正・削除できるものとする。
- ・ 公開上不適切であると運用管理者が判断した場合は、該当部分を修正・削除できるものとする。

5 ホームページ作成公開の際に厳守すべき事項

- ・ 児童及び保護者や職員など個人の人権を侵したり、著作権を侵害したり、その他法律に触れたりすることのないようにする。

6 その他・禁止事項

- ・ 上記に定めるもののほかは、別途、管理責任者が定める。
- ・ この規約は平成25年11月から施行する。
(平成26年10月3日に「2 ホームページの管理・運営」について一部改正。)